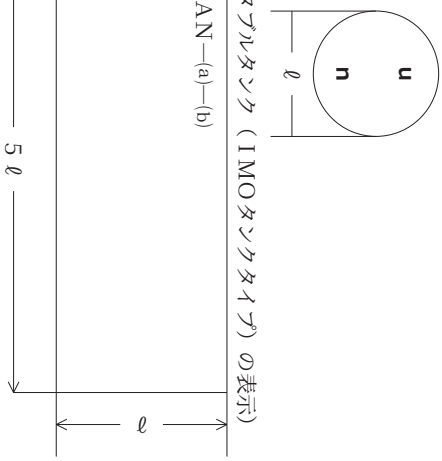
第十三号様式中備考及び別表以外の部分を次のように改める。

第十三号様式（第百十三条関係）

（小型容器、大型容器、ＩＢＣ容器、ポータブルタンク（ＵＮタンクタイプ）又は高圧容器の表示）



（ポータブルタンク（ＩＭＯタンクタイプ）の表示）

（船舶救命設備規則の一部改正）

第三条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第六項中「摂氏六十一度」を「摂氏六十度」に改める。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第四条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項及び第六十七条中「摂氏六十一度」を「摂氏六十度」に改める。

（小型船舶安全規則の一部改正）

第五条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「摂氏六十一度」を「摂氏六十度」に改める。

（船舶防火構造規則の一部改正）

第六条　船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第二号及び第十八条の二中「摂氏六十一度」を「摂氏六〇度」に改める。

第二十七条の二の二第二号中「摂氏六一度」を「摂氏六〇度」に改める。

（船舶機関規則の一部改正）

第七条　船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「摂氏六十一度」を「摂氏六十度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでの間、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「新危規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）の防火並びに火災探知及び消火の措置（以下「防火等の措置」という。）については、施行日以後最初に行われる定期検査の時期までは、新危規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶の防火等の措置については、新危規則別表第二及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5　施行日前に製造されたポータブルタンクの表示については、新危規則第十三号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この省令の施行の際現に現存船が受有している船舶検査証書中その他の航行上の条件欄において引火点に関し「摂氏六十一度以下」の旨の記載がある場合は、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日までの間は、当該記載は「摂氏六十度以下」と書き換えられたものとみなす。

告　示

○総務省告示第四百三十二号

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十三年度の調査地域を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月二十日

総務大臣　片山　善博

調査地域		備考
都道府県名	市町村名	
北海道	札幌市	
	函館市	
	小樽市	イ
	旭川市	ロ
	紋別市	
	紋別郡遠軽町	
青森県	弘前市	
	十和田市	ハ
	つがる市	ニ
	北津軽郡板柳町	ホ
	上北郡東北町	ヘ
岩手県	盛岡市	
	釜石市	ホ
	二戸市	ヘ
宮城県	仙台市	
	気仙沼市	
	柴田郡柴田町	
秋田県	秋田市	ハ
	横手市	ニ
	大館市	
山形県	酒田市	
	西村山郡河北町	ロ
	最上郡真室川町	イ
福島県	会津若松市	イ
	いわき市	ロ
	白河市	ニ
	相馬市	ハ
	伊達郡川俣町	ヘ
	東白川郡塙町	ホ
茨城県	水戸市	イ
	日立市	ヘ
	古河市	ロ
	石岡市	
	笠間市	ニ
	鹿嶋市	ハ
	筑西市	ホ